

行田市低入札価格調査取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の入札を執行するに当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の10第1項（令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合における落札者の決定に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

第2条 対象とする契約は、一般競争入札で執行する建設工事の請負契約とする。

(調査基準価格)

第3条 市長は、前条に規定する契約を締結しようとする場合において、契約ごとに当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

(失格基準価格)

第4条 市長は、第2条に規定する契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないと認められる場合の基準となる価格（以下「失格基準価格」という。）を定めるものとする。

(失格基準価格を下回る価格による入札)

第5条 入札執行者は、失格基準価格を下回る価格で入札した者があるときは、当該入札をした者を落札者とししないものとする。

(調査の実施)

第6条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で調査基準価格を下回る価格で、かつ、失格基準価格を上回る価格（以下「低入札価格」という。）の入札があるときは、当該入札の落札決定を保留とし、当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあるか否かについて、工事担当課に調査（以下「低入札価格調査」という。）をさせるものとする。

2 工事担当課長は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを具体的に判断するため、前項の規定による低入札価格で入札をした者のうち最低価格で入札をした者（以下「最低低入札価格者」という。）から事情聴取、

確認、照会及び調査を行い、低入札価格調査結果報告書を作成し、入札執行者に提出するものとする。

(調査結果による措置)

第7条 入札執行者は、前条第2項の規定による低入札価格調査の結果、当該最低低入札価格者がした入札価格（以下「最低低入札価格」という。）によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、当該最低低入札価格者を落札者として決定するものとする。

2 入札執行者は、前条第2項の規定による低入札価格調査の結果、最低低入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、当該調査結果について行田市低入札価格調査審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を受けなければならない。

(審査結果による措置)

第8条 前条第2項の規定による審査委員会の審査の結果、最低低入札価格者を落札者とし不在の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるとき、入札執行者は、当該次順位価格の入札者を落札者と決定するものとする。この場合において、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であるときは、当該次順位価格について第6条及び前条までの規定を準用する。

(審査委員会の組織)

第9条 審査委員会の委員長及び委員は、行田市工事請負業者選考委員会の委員長及び委員をもってこれに充てる。

(審査委員会の委員長等の職務)

第10条 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代理する。

(審査委員会の開催)

第11条 審査委員会は、必要の都度委員長が招集する。

2 審査委員会は、過半数の委員の出席がなければ開催することができない。

3 緊急かつやむを得ない理由により委員会を開催できないときは、過半数以上の

委員及び委員長に合議して審査委員会の開催に代えることができる。

(庶務)

第12条 審査委員会についての庶務は、総務部契約検査課において処理する。

(監督体制の強化等)

第13条 低入札価格による入札をした者が、落札者となった場合は、適正な施工を確保するため、段階確認等は原則として立ち会うものとし、重点的な監督業務及び厳格な検査を行うこととする。

(補則)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 行田市低入札価格調査取扱試行要綱は、廃止する。